

農地法第3条(申請に必要な書類等)

所有権移転

全部事項証明書(法務局にて取得、一筆1,000円)

印鑑

住民票(仙北市外の方のみ)

賃貸借契約(新規)

全部事項証明書(法務局にて取得。一筆1,000円)

印鑑

住民票(仙北市外の方のみ)

収入印紙(200円の収入印紙を2枚) → 契約書に使用

賃貸借契約(更新)

↑ 要約書(法務局にて取得。一筆500円)

or 印鑑

住民票(仙北市外の方のみ)

収入印紙(200円の収入印紙を2枚) → 契約書に使用

農地法第25条第2項の通知による処理(賃貸借契約内容の変更の手続)

固定資産課税明細書(税務課、各地域センター、各出張所で無料で発行)

収入印紙(200円の収入印紙を2枚) → 契約書に使用

※契約内容に変更が無い場合は自動更新となりますので手続きは必要ありません。

使用貸借(新規)

全部事項証明書(法務局にて取得。一筆1,000円)

印鑑

住民票(仙北市外の方のみ)

使用貸借(1回目の更新) ← (年金絡みでない場合は期間延長の手続きでよい)

要約書(法務局にて取得。一筆500円)

印鑑

住民票(仙北市外の方のみ)

使用貸借(2回目以降の更新)

契約期間の終期に合わせて期間延長の通知を送付いたします。同封の書類に必要事項を記載、押印のうえ仙北市農業委員会へ提出してください。

※申請締切→毎月25日(休日の場合は前日又は前々日)

※自作地と権利を取得しようとする農地の合計面積が50a以上でなければ農地を取得できません。

※新規就農につきましては、営農計画書を添付してください。様式につきましては、農業委員会事務局に設置していますので、ご相談ください。